

遊技機流通及び排出事業者の皆さまへ



遊技機適正処理 ガイドブック

ぱちんこ業界関係者一人一人が
つくる責任つかう責任を担うために。



第一章 遊技機リサイクルの歴史

～使用済み遊技機の不法投棄と遊技業界の取組み

第二章 環境・リサイクル関連法令と罰則の変遷

第三章 廃棄物適正処理、資源有効利用促進への取組み

第四章 使用済み遊技機等の排出方法

遊技機リサイクル推進委員会

<目次>

はじめに

第一章 遊技機リサイクルの歴史～使用済み遊技機の不法投棄と遊技業界の取組み

1. 埼玉県寄居町での野積み事案…………… P4
2. 遊技機リサイクル推進委員会の発足…………… P4
3. 遊技機リサイクル目標の義務化…………… P4
4. 栃木県鹿沼市での野積み事案…………… P5

第二章 環境・リサイクル関連法令と罰則の変遷

1. 廃棄物処理法と排出者責任…………… P7
2. 資源有効利用促進法における指定…………… P9

第三章 廃棄物適正処理、資源有効利用促進への取組み

1. 遊技機に関わる法令上のポイント【振り返り】とその取組み…………… P12
2. 遊技機リサイクル選定業者と回収システム…………… P14

第四章 使用済み遊技機等の排出方法

1. 適正な業者の選定…………… P17
2. 廃棄物処理業者へ排出する場合の確認事項(1-⑥)…………… P19
3. 許可業者以外の業者に有償売却する場合の確認事項(1-⑦)…………… P20

<巻末資料>遊技機リサイクル関連資料

- ・ リサイクル選定業者一覧…………… P22
- ・ リサイクル業者を選定する基準…………… P23
- ・ リサイクル量調査_まとめ(2020年度)…………… P24
- ・ リサイクル量調査_リサイクル率(2003年度～2020年度)…………… P25
- ・ 取引業者選定にあたり確認すべき事項一覧(許可業者以外)…………… P26

(出典・参考資料)

- ・ 日遊協周年史「日遊協の20年 パチンコ・パチスロ産業の未来のために」
- ・ 環境省「日本の廃棄物処理の歴史と現状」
- ・ 東京都環境局「産業廃棄物適正処理ガイドブック」
- ・ 環境省「行政処分の指針について(通知)」令和3年4月14日
- ・ 日遊協「遊技機取扱主任者の手びき」
- ・ 日遊協「遊技業界データブック2021」
- ・ 産業廃棄物処理業者優良化推進委員会資料
「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度及び評価基準について」
- ・ 経済産業省3R政策「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」

日本国内では、経済発展に伴う産業廃棄物の増加や公害問題などに対し、生活環境の保全を始め、循環型社会の推進を目的とし、さまざまな環境関連法令を制定し、経済成長に伴う環境負荷への配慮を行ってきました。

しかしながら、温暖化が引き起こす気候変動による大規模災害が世界的に増加するなど、環境問題は地球規模での対応が求められるようになり、各国が抱える社会問題についても、地球規模の問題として捉えていかなければ解決が見られないとし、2015年9月の国連サミットにおいて、SDGs(エス・ディー・ジーズ)が採択されました。持続可能な開発目標(SDGs)は、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

SDGs目標12(*)にある「つくる責任つかう責任(持続可能な生産消費形態を確保する)」では、標的のひとつに「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」というものがあり、事業活動に伴って生じた廃棄物への対応が求められています。

ホールで使用された遊技機が不法投棄される、あるいは野積みされるような事案が起これば、遊技業界全体への非難が高まることは火を見るよりも明らかです。使用済み遊技機の不法投棄は、絶対に避けなければいけない問題であり、遊技産業はその防止に向け一丸となって取り組まねばなりません。

不法投棄を防止するには、メーカー・ホール・販売商社・運送業者等、遊技関連事業者が各々の流通過程のなかで、不適正な処理につながる可能性のある事業者に流出しないよう、使用済み遊技機の「適正処理」について一貫した意識を持たねばなりません。

この「遊技機適正処理ガイドブック」を参考に、業界団体各位におかれましては、会員・組合員等へ啓蒙を図り、個々の企業は関係者に徹底した対応を呼びかけるなど、使用済み遊技機が不法投棄されることのないよう、より一層の取り組みをお願いいたします。

2021年11月

遊技機リサイクル推進委員会

* SDGs(Sustainable Development Goals)

目標12「つくる責任つかう責任」

- 12-4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 12-5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



第一章

遊技機リサイクルの歴史

～使用済み遊技機の不法投棄

と遊技業界の取組み

1. 埼玉県寄居町での野積み事案

使用済み遊技機の不法投棄は1989年頃から起きはじめ、メーカーや販売会社が個別に処理することもありましたが、1993年ごろから廃棄される使用済み遊技機の規模も大きくなり、引き取った業者が倒産や経営の行き詰まりから、責任放棄する悪質なケースが現れ始めました。

なかでも大きな問題となったのが、1994年に問題が発覚した埼玉県寄居町の使用済み遊技機の野積み現場です。新聞やテレビで報道された時点ですでに4～5万台の使用済み遊技機が十メートル余、山のように積み上げられ、地域住民からは、事故を心配する声があがっていました。業者は経営不振からすでに雲隠れしており、自治体も困り果てていたことから業界団体で解決が呼びかけられ、1994年11月に全関東連、日工組、東遊商が処分費用を拠出し、問題の解決を図りました。

この事件をきっかけに「使用済み遊技機の廃棄は業界が解決すべき大きな課題」として意識されるようになり、確かな廃棄台処理システム確立の必要性が叫ばれるようになっていきます。

2. 遊技機リサイクル推進委員会の発足

1996年、通産省(現・経産省)の産業構造審議会は、電気・電子機器のリサイクルについて審議を行うため、関連業界として全日遊連、日遊協、日工組、全商協への参加を求めました。1997年6月に「電気・電子機器のリサイクルの促進に向けて」という報告書がまとめられ、この中で遊技機も、自動車、家電などと同様に、数値目標を定めて積極的にリサイクルを進めるべきであるという答申が示されます。

業界団体はこれを受けて、遊技機リサイクル検討委員会(現・推進委員会)を立ち上げ、適正なりサイクルを行える「遊技機リサイクル選定業者」の選定や「廃棄台流通システム」の整備を図りました。現在、遊技機リサイクル推進委員会(リサイクル推進委員会)は、日遊協、全日遊連、日工組、日電協、全商協、回胴遊商で構成されています。

3. 遊技機リサイクル目標の義務化

2000年「循環型社会形成推進基本法」を始め、環境関連の重要法案が国会に提出され、既存の法律を含め、産業活動のすべてを網羅して、環境負荷を減らしていこうとする8つの関係法令が制定されました。

また、そのなかのひとつである「資源有効利用促進法」により、パチンコ・パチスロ遊技機は「指定省資源化製品」「指定再利用促進製品」に指定されました。

その結果、2001年35%、2005年55%というリサイクル数値目標が定められるとともに、使用済み遊技機が確実に指定された業者に届けられるシステムの構築などを求められ、さらにマテリアルリサイクルの数値目標は、2005年11月の経産省通告により、55%から75%(現行)に引き上げられました。これら環境関連法令による遊技機の指定により、循環型社会形成に向け、産業界の一員として責任をもって遊技機を取り扱う重要性が示されることになりました。

4. 栃木県鹿沼市での野積み事案

2001年、環境省による廃棄遊技機の全国調査が実施され、栃木県鹿沼市における野積みが、その規模の大きさから問題となり、推計で15万台の使用済み遊技機が山間地に積み上げられていました。所有者は古物商であり、1990年頃からリサイクルのための有価物として使用済み遊技機を収集保管していましたが、売却の思惑が外れ堆積することになり、自力で解体処理できない状況に陥っていました。遊技機回収システムが整備される前に排出されたもので、個々の企業の排出者責任を問うのも困難との声も上がり、難しい対応を迫られました。

万が一の事故による遊技業界への批判も想定されたことから、業界団体が協議し、日工組と東遊商が中心となり、撤去費用を拠出することで全面撤去が行われ問題の解決を図りました。その後の調査で把握された宇都宮市における6万台の野積み事案も含め、撤去台数は合計21万台の大規模なものとなり、撤去費用は2億6千万円にも及んでいます。

当時、栃木県及び鹿沼市からは、「環境問題が問われる今日、率先して地域の美化に多大の貢献をされた」「快適な街づくりに貢献された」として感謝状が贈られるなど、自治体による処理費用の捻出が難しいなかで、業界団体の積極的な対応により、地域の美化・環境問題に貢献した事案となりました。

一方、社会から見れば使用済み遊技機が野積みされれば、遊技業界に責任があるという認識になりやすいのも事実です。使用済み遊技機が不法投棄され、野積みされることのないよう、個々の企業が使用した遊技機の排出に責任を持つこと、そして、繰り返しになりますが、適正処理への一貫した意識を持つことこそがもっとも重要です。



埼玉県寄居町の廃棄台野積み現場
(1994年日遊協広報誌9月号特集)

第二章

環境・リサイクル関連法令と罰則の変遷

1. 廃棄物処理法と排出者責任

1) 環境破壊の深刻化と廃棄物処理法の制定

1960年代～70年代、高度経済成長に伴う所得の増加、家電の急速な普及、スーパーマーケットやコンビニエンスストアの登場などによる販売方式・消費行動の変化などにより、大量生産・大量消費型の経済構造が進展し、都市ごみは更に急速に増加・多様化しました。他方、活発な生産活動に伴って事業所から排出される各種廃棄物の一部は、適切な処理がされないまま廃棄されていました。また、都市部への人口・企業の集中に伴う開発による建設廃材(土砂・ガレキ等)も大量に排出されるようになり、その処理は建設業者にゆだねていましたが、処分地を持たない業者による空地・道路・河川敷等への不法投棄が大きな問題となりました。

急速な工業化の過程では、工場などから排出される有機水銀、カドミウム等の有害廃棄物が公害を引き起こし、周辺住民に甚大な健康被害をもたらしました。また、プラスチック等を用いた製品の普及が進み、大量に廃棄されるようになったことで、大気汚染や公害の原因の一つになりました。

こうした産業廃棄物の増加や質の多様化、さらには公害問題を引き起こす要因になるものに対して、産業廃棄物全体の処理責任や基準を明確化するため、1970年11月に、公害関係法令の一環として「廃棄物の処理および清掃に関する法律」(廃棄物処理法)が制定されました。

2) 排出事業者責任

廃棄物処理法の第1条(目的)では、「この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」と定められています。これは、廃棄物の排出抑制、適正処理、生活環境の清潔保持によって、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ろうとするものです。

さらに、第3条(事業者の責務)第1項では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされ、第11条(事業者及び地方公共団体の処理)第1項では、「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」とされるなど、「排出事業者責任」が明確に示されています。

3) 不法投棄への罰則

産業廃棄物は、排出事業者自らが最終処分までその責任を負わなければなりません。また、不法投棄をした者に対しては厳しい罰則が定められていて、5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金又は併科(法人による廃棄物の不法投棄は、3億円以下の罰金)となっています。

◎廃棄物処理法の主な罰則

違反項目 (排出事業者に係る主なもの)	罰則	措置命令*
	(懲役)、(罰金)	
廃棄物の不法投棄、不法焼却	【法第25条】 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科	適用
無許可業者への委託禁止違反		適用
無許可営業		
措置命令違反(*措置命令に従わない)		
廃棄物の処理・保管基準に係るもの 改善命令違反	【法第26条】 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科	適用
委託基準違反		適用
マニフェスト 不交付、未記載、虚偽記載、 交付を受けずに運搬	【法第27条の2】 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金	適用
マニフェスト 保存義務違反		
マニフェスト 未受領時等の適正措置義務違反		
帳簿記載、保存違反	【法第30条】 30万円以下の罰金	
特別管理産業廃棄物管理責任者 設置義務違反		
報告徴収違反、立入検査許可・妨害		

* 措置命令とは？【法第19条の5、法第19条の6】

不法投棄などの不適正処理により、生活環境に支障が生じたり、そのおそれが認められる場合に、都道府県知事等が処分者等(排出事業者、処理業者など)に対し、その支障の除去等の措置を期限を定めて命令すること。
委託した処理業者が行った行為であっても、排出事業者が適正な処理料金を支払っていなかった場合や廃棄物処理法に違反していた場合には、排出事業者も措置命令の対象となります。

4) 注意義務違反と措置命令

不適正処理を知りつつ処理を委託した場合や、適正な対価を負担していないときなど、排出事業者責任として当然の注意を怠っていたと認められるときは、排出事業者としての「注意義務違反」となります。

不適正な処理を行う廃棄物処理業者に委託していたことが明らかになれば、排出事業者も廃棄物処理法の措置命令の対象になる可能性があるとともに、社名等が公表されるリスクが生じます。社名公表は社会的責任を果たしていない事業者として社会的な評価を落としかねません。産業廃棄物を排出する際は、排出事業者として当然の注意を果たすために、以下のようなことを確認する必要があります。

- ・処理現場を訪問し、不適正処理されていないことを確認する
- ・行政から改善命令等を受けていないか確認する
- ・中間処理業者に委託する場合、産業廃棄物の処理に関する最終処分業者との契約書を確認する
- ・複数の処理会社からの合い見積もりにより、適正料金であることを確認する

5) 廃棄物・有価物の判断基準

大半の使用済み遊技機は、現状、有価物として流通されていますが、管理状況や金額によっては、廃棄物の扱いとなります。

廃棄物の定義や判断について記載します。

① 廃棄物の定義

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は有償で譲渡することができないために不要になった固形状及び液状のものをいいます。有償で譲り渡す物であっても、廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されることがあります。

② 無償引取に注意

不要になった物を無償で引き取ってもらう場合（無償引取）は廃棄物に該当します。また、有償で売却する場合も、負担した輸送費が売却代金を上回り、経済的損失が生じている場合（逆有償）は、廃棄物扱いの可能性がります。

③ 廃棄物の該当性の判断

廃棄物に該当するかどうかは、「その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきもの」（総合判断説）とされています。適切な品質管理、リユース品としての市場性などから総合的に判断されますので、当事者間の有償譲渡契約書等の存在をもって直ちに有価物と判断することなく、上記指針の各種判断要素の基準により総合的に判断されることとなります。

2. 資源有効利用促進法における指定

1) 資源有効利用促進法と指定製品

資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生の抑制と環境の保全に資するため、1991年に再生資源の利用の促進に関する法律が制定されました。その後、約10年を経て、こうした施策を一層推進するため、2000年にこの法律を大幅に改正し、法律の名称も、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）と改められました。

この改正の重要な点は、資源をリサイクルするという従来の施策を大きく前進させ、循環型社会を構築するという流れをはっきり打ち出すことにありました。すなわち、リサイクルは循環型社会を構築するうえで大きな柱ですが、それ以前に、製品の省資源化、長寿命化などによる廃棄物の発生の抑制（リデュース）対策や回収した製品からの部品などの再使用（リユース）対策がより重要であるとして、これらの施策を具体的に講じることとしたのです。

2000年6月「循環型社会形成推進基本法」制定に伴い、2001年4月の資源有効利用促進法が施行され、ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機もその対象製品（指定省資源化製品・指定再利用促進製品）に指定されています。

2) 指定製品への義務付け

指定省資源化製品とは、「原材料等の使用の合理化、製品の長期間の使用の促進及び使用済み物品等の発生の抑制を促進することが特に必要なものとして政令で定める製品」(同法2条9項)をいい、指定再利用促進製品とは、「再生資源又は再生部品としての利用促進が特に必要なものとして政令で定める製品」(同法2条10項)をいいます。この指定を受けた製品は、設計、製造の段階から材料、構造、分別などの工夫をすることが義務付けられます。

3) 取組義務への違反措置

指定省資源化製品に関しては、その製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者が、使用済み物品等の発生の抑制が指定省資源化事業者の判断となるべき事項に照らして著しく不十分であるときは、経済産業大臣が勧告し、勧告に従わないときは、その旨を公表することになっています。その後も、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合は、その勧告に係る措置をとるように命令されます。この命令に違反したときは、50万円以下の罰金に処せられます(同法20条、42条)。

指定再利用促進製品についても、指定省資源化製品と同じように再生資源又は再生部品の利用の促進に対する取組みについて、その判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であるときは、指定再利用促進事業者に対し、勧告、公表、命令され、その命令に違反したときは、50万円以下の罰金に処せられます(同法23条、42条)。

第三章

廃棄物適正処理、

資源有効利用促進への取組み

1. 遊技機に関わる法令上のポイント【振り返り】とその取組み

1) 廃棄物処理は排出事業者責任

廃棄物処理法により、「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない」と規定されており、委託する場合は、廃棄物処理業の許可業者に行わなければなりません。また、排出事業者の注意義務として、その後の適正処理への責任も課せられています。不要物を有償売却できる場合(有価物)は、廃棄物処理法の適用外となりますが、運搬費が売却費用を上回る場合は、廃棄物処理法が適用される場合もあり、注意が必要です。

<排出事業者責任のポイント>

- ①事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任で適正に処理しなければならない
- ②自ら処理できなければ、許可業者に委託して適正に処理をする
- ③引き渡し後も最終処分が完了するまでは排出者に責任がある

2) 3R(スリーアール)推進への取組義務

遊技機は、資源有効利用促進法により、循環型社会を形成していくために必要な3R(スリーアール)の取組みが必要な製品として指定されており、3R対策及びリサイクルシステムの構築などが求められています。

遊技機及び関連機器のリサイクルは、廃棄物の発生の抑制及び環境保全の観点から、なるべく長く使用すること、中古遊技機等として再使用することが重要です。また、遊技機等に用いられるプラスチック、非鉄金属、鉄等の分別や液晶表示装置等を取り出すなど、再生部品及び再生資源としての利用の促進を図らなければなりません。遊技機等のメーカーは、その遊技機等の製造にあたり、再生部品・再生資源としての利用が可能な原材料の使用及び製品の構造の工夫に努めなければなりません。

遊技業界においては、リサイクル推進委員会による処理業者の選定や、日工組遊技機回収システムの構築など、遊技機の3R対策の推進を行っています。

※ スリーアール

①リデュース Reduce (廃棄物の発生抑制)	製品の生産段階で、副次的に生じる物質(副産物)の発生を抑制すること及び製品が不用となり又は寿命を終え廃棄物となることを抑制(長寿命化)すること。
②リユース Reuse (再使用)	いったん使用された製品、部品、及び容器等を回収し、修理、洗浄等、必要に応じ適切な処理を施した上で、これらを製品、部品及び容器等に再び使用すること。
③リサイクル Recycle (再生利用)	いったん使用された製品や製品の生産に伴い発生した副産物を回収して、原材料として再利用すること

3) 遊技機メーカーとしての環境問題・循環型社会への取組み

循環型社会の推進を目的に、環境に配慮した製品作りとして設計段階から部品点数の削減や共通化を図った部品を採用し遊技機自体の廃棄物等を抑制しています。また樹脂材料についても再生利用可能な素材を採用するとともに、リサイクル処理時に分別しやすくするよう種類削減に努め、表示可能な部品については材質表示を行い、製品自体の環境負荷物質低減に取り組んでいます。

遊技機のライフサイクルにおいては最大限の省資源化と再資源化を目指し、一定期間稼働経過した使用済み遊技機をメーカーが引取り、新台同様の別スペックに改修して再納品するリユースシステムを構築し、地球環境の保護と限られた資源の有効活用を実現することで、製品のライフサイクルを延ばし長期的な廃棄物の削減効果を図っています。

◎使用済み遊技機のリサイクル量調査 2018年度～三か年データ

ぱちんこ遊技機					
年度	排出台数	排出量ト	リサイクル量ト	リサイクル率	参考証紙枚数
2018	1,400,056	35,825	33,764	94.2%	125万台
2019	1,368,570	33,572	31,670	94.3%	132万台
2020	1,192,281	30,273	29,036	95.9%	92万台

回胴式遊技機					
年度	排出台数	排出量ト	リサイクル量ト	リサイクル率	参考証紙枚数
2018	457,060	16,437	14,947	90.9%	33万台
2019	533,483	19,091	17,364	91.0%	41万台
2020	452,555	16,253	14,635	90.0%	26万台

※ 巻末資料：[「リサイクル量調査まとめ\(2020年度\)」](#)参照

※ 巻末資料：[「リサイクル量調査 リサイクル率\(2003年度～2020年度\)」](#)参照

2. 遊技機リサイクル選定業者と回収システム

1) 遊技機リサイクル選定業者

リサイクル推進委員会では、使用済み遊技機のリサイクルを適正に行うことができる処理業者を「遊技機リサイクル選定業者」として選定しています。選定業者は、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任としての確認事項及び遊技機のリサイクル能力についての選定基準(巻末資料:「リサイクル業者を選定する基準」参照)に従って、書類審査及び必要に応じた現地実査により選ばれています。

また、選定後も定期的に現地実査を行っています。2021年11月現在、26社が選定されています。

※ [巻末資料:「遊技機リサイクル選定業者一覧」参照](#)

2) 日工組遊技機回収システムについて

資源有効利用促進法が施行され、遊技機が指定省資源化製品及び指定再利用促進製品として定められたことに伴い、日工組では直ちに「遊技機回収システム」の構築を進め、2003年8月には関東地区を対象とした使用済み遊技機の回収を開始しました。以降、2005年7月からは回収先を日本全国に拡大し、適正にリサイクル処理を行い最終処分に至るまでを統括的に管理すべく、廃棄物広域認定制度(環境省所管)による広域認定を取得し、2010年4月、新たに「日工組遊技機回収システム」をスタートさせました。

日工組の加盟メーカーの使用済み遊技機の回収方法として、全国のホール及び販売会社から廃棄物として回収する「広域回収」、新台納品時に回収する「下取り回収」、日工組遊技機回収システムに登録された処理会社がホール等から買い取る「買取り回収」があります。

回収された使用済み遊技機は、電子データで管理するとともに部品リユース等の再生利用を考慮した処理を行い、適正な処理及びリサイクルの促進を図っています。

日工組は全国から使用済み遊技機を効率よく回収することで、不法投棄の撲滅及び循環型社会の実現に向けた取組みを推進しています。

※ [日工組遊技機回収管理センターホームページ](#)

* 日工組遊技機回収システム参加メーカー 35社(50音順)

株式会社アムテックス	株式会社A-gon	株式会社エース電研	株式会社EXCITE
株式会社オーイズミ	株式会社オツケー.	株式会社オリンピア	京楽産業. 株式会社
株式会社銀座	株式会社コナミアムズメント	サミー株式会社	株式会社SANKYO
株式会社サンスリー	株式会社サンセイアールアンドディ	株式会社三洋物産	株式会社JFJ
株式会社ジェイビー	株式会社ソフィア	株式会社大一商会	株式会社大都技研
タイヨーエレクトリック株式会社	株式会社大和製作所	株式会社高尾	株式会社竹屋
株式会社ディ・ライト	豊丸産業株式会社	株式会社七匠	株式会社ニューギン
株式会社ビスティ	株式会社藤商事	株式会社平和	ベルコ株式会社
マルホン工業株式会社	株式会社ミズホ	株式会社メーシー	

3) 遊技機リサイクル協会システムについて

2002年に、東京・埼玉・千葉・神奈川の遊技業組合が1都3県において、首都圏遊技機リサイクルシステムをモデルケースとして開始し、2007年2月には、遊技機リサイクル協会が設立されました。現在では、41都府県方面組合が参加しています。

解体費用は、参加しているパチンコ・パチスロ遊技機メーカー(*)の排出台であれば、すべて遊技機メーカー負担となります。ホール等の排出事業者負担は、運賃も含めて基本的に掛かりません(一部地域で例外有。遊技関係事業者以外の方や一般の方の場合、処理・運送費用のメーカー負担はしていない)。

協会システム利用の条件としては、排出台の所有権を遊技機リサイクル協会に移転すること、加えて遊技機リサイクル協会が指定した処理業者において処理することの同意が必要となります。指定業者については、リサイクル推進委員会で選定した遊技機リサイクル選定業者から遊技機リサイクル協会の方針に賛同する処理業者を選定し、業務契約を締結しております。

2021年11月現在、遊技機リサイクル選定業者13社が指定処理業者として参加しています。

※ [\(一社\)遊技機リサイクル協会ホームページ](#)

* 参加パチンコ遊技機メーカー 32社

株式会社エース電研	株式会社オリンピア	京楽産業.株式会社	株式会社銀座
サミー株式会社	株式会社SANKYO	株式会社三洋物産	株式会社サンセイアールアンドディ
株式会社ソフィア	株式会社大一商会	株式会社高尾	タイヨーエレクトリック株式会社
株式会社コナミアミューズメント	株式会社竹屋	株式会社大都技研	豊丸産業株式会社
株式会社ニューギン	株式会社ビスティ	株式会社藤商事	株式会社平和
マルホン工業株式会社	株式会社ミズホ	株式会社オッキー.	株式会社アムテックス
株式会社サンスリー	株式会社ジェイビー	株式会社EXCITE	株式会社七匠
株式会社ディ・ライト	株式会社JFJ	株式会社A-gon	株式会社オーイズミ

* 参加パチスロ遊技機メーカー 31社

株式会社オリンピア	サミー株式会社	株式会社SANKYO	株式会社ビスティ
株式会社平和	株式会社三洋物産	株式会社七匠	株式会社大一商会
株式会社ディ・ライト	株式会社藤商事	京楽産業.株式会社	株式会社オッキー.
株式会社ニューギン	株式会社EXCITE	株式会社アムテックス	株式会社北電子
山佐株式会社	株式会社ロデオ	株式会社サンセイアールアンドディ	株式会社コナミアミューズメント
KPE株式会社	株式会社銀座	タイヨーエレクトリック株式会社	株式会社JFJ
株式会社パイオニア	株式会社スパイキー	株式会社クロスアルファ	セブンリーグ株式会社
株式会社オーイズミ	株式会社エンターライズ	株式会社アデリオン	

※現在の遊技機メーカーの参加状況については、ホームページをご確認ください。

第四章

使用済み遊技機等の排出方法

1. 適正な業者の選定

使用済み遊技機は、その大半が廃棄物処理法の適用外となる有価物(有償売却)で取引される現状にあります。そのため、産業廃棄物処分量の許可業者に限らず引取りが可能であり、遊技機の適正な管理と廃棄の制御が非常に難しく、不法投棄に繋がりがやすいという、大きなリスクを抱えています。環境問題への関心が高まっている昨今、遊技機が不法投棄され野積み問題を起こせば、業界のイメージは大きく損なわれることになります。

使用済み遊技機の適正処理に加え、資源の再利用の促進の観点からも、**業界で制御可能な遊技機のリサイクルシステム(推奨経路)を利用することが非常に重要です。**

<推奨経路>

※ 利用にあたっては、ホームページ等から詳細をご確認ください

①	遊技機メーカーの回収方法	<p>遊技機メーカーによる回収方法は、以下の各団体のホームページに掲載されています。</p> <p>日工組HP: 旧規則遊技機の下取・買取状況について</p> <p>日電協HP: 「下取り・買取実施型式」の一覧</p>
②	遊技機リサイクル選定業者への売却・排出	<p>遊技機のリサイクルを適正に行うことができる廃棄物処理業者(許可業者)。排出者として確認すべき事項について、リサイクル推進委員会が定期的に確認しています。</p> <p>巻末資料: 遊技機リサイクル選定業者一覧</p>
③	日工組遊技機回収システムの利用	<p>日工組遊技機回収システムを利用した使用済み遊技機の排出について、処理費用は当該メーカーが負担します。</p> <p>日工組遊技機回収管理センターHP:「遊技機を排出するには」</p>
④	遊技機リサイクル協会システムへの依頼	<p>参加メーカー(P15)の使用済み遊技機の排出については、解体費用をメーカーが負担しています。</p> <p>遊技機リサイクル協会HP: 協会のシステム_処理会社(指定業者)</p>
⑤	登録販売業者への依頼(販売商社組合員)	<p>中古遊技機の販売資格を有する登録販売会社にご相談または依頼して、適正な管理の元で排出することが可能です。</p>

推奨経路以外の引取業者と使用済み遊技機を取引する場合(要確認経路)は、廃棄物の取扱と同様に、遊技機の最終使用者の責任として、**適正処理ができる業者であることを確認すること、適正処理を担保できない業者には売却・処理委託しないことが肝要**です。

また、遊技機の売却額の高さのみに注目した取引は、業者間のダンピングが行われやすい状況となり、悪質な業者等が介入しやすく不適正処理にも繋がりがねないのみならず、適正処理を前提とする業者の操業を困難にする重要な問題になることを十分に認識しなければなりません。

<要確認経路>

※ 最終使用者の責任として、適正処理ができる業者であることを確認すること

⑥	廃棄物処理業者への排出 (②以外の許可業者)	リサイクル選定業者以外の産業廃棄物処理業者へ排出(売却または処理委託)する場合は、業者の選定にあたり、適切な処理業者であるか確認してください。 「第四章 2. 廃棄物処理業者に排出する場合の確認事項」(P19) を参照してください
⑦	引取業者等への売却 (①～⑥以外の業者)	自社が排出した使用済み遊技機が不適切な処理に繋がらない様に、業者の選定など必要な確認を行ったうえで売却してください。 「第四章 3. 許可業者以外の業者に有償売却する場合の確認事項」(P20) を参照してください

2. 廃棄物処理業者へ排出する場合の確認事項(1-⑥)

1) 取引業者選定にあたり確認すべき事項(許可業者)

産業廃棄物処理業の許可を持つ業者に有償売却する場合であっても、適切な処理がなされている業者であるか以下の事項等を確認のうえ取引してください。

①	許可内容・行政処分歴の確認	委託する産業廃棄物の許可内容及び行政処分履歴の有無について確認しましょう。許可証の写しにより、委託先の名称や住所、許可の有効期限、種類などが確認できます。 また、許可証では確認できない処分状況や許可の有無は、環境省ホームページ「 廃棄物処理に関する統計・状況 」から「産業廃棄物処理業・処理施設許可取消処分情報」、「産業廃棄物処理業者 検索システム」で照会できます。
②	処理工程図の確認	使用済み遊技機解体後の部材の売却先と用途、木くずやガラスなど廃棄にあたるものの処理先を確認しましょう。指定製品であることから、リサイクル率75%以上となる処理が望ましいものとなります。
③	作業現場や事務所の様子(現地確認)	廃棄物の処理業者の施設などを訪問し、事業所の様子を确认しましょう。施設の状況、作業場の整理整頓の状況、部材の保管状況、書類(契約書、マニフェストなど)の保管状況、従業員の対応などを確認します。
④	情報公開性(事業の透明性)	優良産廃処理業者認定制度で、事業の透明性として、情報公開性をひとつの基準として設けているように、事業の透明性は重要な指標となります。会社情報、廃棄物処理業の許可内容、処理施設の能力や維持管理状況、財務諸表などの公開状況を確認し、事業の透明性が保たれているか確認しましょう。

※ 都道府県・政令市が認定する「[優良産廃処理業者](#)」は、事業の透明性や財務体質の健全性など通常より厳しい基準をクリアし情報公開もなされています。排出事業者として確認すべき事項の情報が得やすくなっています。

※ 確認にあたり、[巻末資料:「リサイクル業者を選定する基準」](#)もご利用ください。廃棄物の処理委託を行う場合は、法令により委託基準が定められています。

2) 廃棄物処理の委託基準

産業廃棄物として処理委託する場合は、廃棄物処理法(第6条の2第7項)及び政令(施行令第4条の4)で委託基準が定められています。

この委託基準は、①許可業者への適法な委託②委託契約書の作成③マニフェストの交付④契約書及びマニフェストの保管(5年間)などとなっており、委託契約書には記載すべき事項などがあり注意が必要です。

詳しくは、自治体のホームページ等をご参照ください。東京都環境局のホームページでは、モデル契約書及びマニフェスト運用等の情報が取得できます。

※ [東京都環境局ホームページ・排出事業者の方](#)

3. 許可業者以外の業者に有償売却する場合の確認事項(1-⑦)

1) 最終使用者としての管理責任

有価物(有償売却)は、廃棄物処理法の適用を受けません(参照:[第二章1.\(5\) 廃棄物・有価物の判断基準](#))が、売却後の遊技機が、不法投棄等に繋がらないよう、最終使用者の責任として適正処理への注意義務を全うすべきものと考えられます。

推奨経路は、適正な管理と廃棄が制御できる経路として、業界団体が事前に確認しているため、団体等への問い合わせや公開情報の確認で排出事業者としての責任を果たせるものと考えられますが、推奨経路外(要確認経路)の取引業者等へ売却する場合は、適切な事業者であるか、自社で確認をしたうえで取引するようにお願いします。運送・倉庫会社等に委託する場合も同様に自社で責任を持って確認するようにします。

2) 取引業者選定にあたり確認すべき事項(許可業者以外)

①	事業者の信頼性の確認 (情報収集)	会社概要、保有資格・許可、財務諸表、情報公開の程度、環境保全や廃棄物等の適正処理に係る方針、自社製品・サービスに係る3R(スリーアール)への取組み実績など、取引業者の信頼性を確認します。
②	事業所等の状況の確認	事業所・施設・従業員管理の状況、購入した遊技機の実管理体制、同業他社からの評判など、取引業者の信頼性を確認します。
③	契約内容等の確認 (契約書項目)	購入後の遊技機利用方法の確認、廃棄処理(部材の有償売却含む)の方法を契約項目で確認する。見積もり等により買取代金の妥当性を確認します。
④	取引後のフォローアップ	取引後に契約通りの内容で利用・処理が履行されているかを確認します。継続取引をしている場合は、経営状況等に変化がないか定期的にフォローアップしましょう。

※ 詳細は巻末資料を参照のこと。

[「取引業者選定にあたり確認すべき事項一覧 \(許可業者以外\)」](#)参照

<巻末資料>

遊技機リサイクル関連資料

- ・[リサイクル選定業者一覧](#)
- ・[リサイクル業者を選定する基準](#)
- ・[リサイクル量調査_まとめ\(2020年度\)](#)
- ・[リサイクル量調査_リサイクル率\(2003年度～2020年度\)](#)
- ・[取引業者選定にあたり確認すべき事項一覧 \(許可業者以外\)](#)



・リサイクル選定業者一覧（2021年11月現在・26社）

(地域別)		2021年11月8日			
地区	会社名 代表者	所在地	電話 FAX	資格等 (許可書)	
北海道	環境開発工業㈱	〒061-1111	011-373-2728	収集運搬業 中間処理業 ISO14001	
	長谷川徹	北海道北広島市北の里41-27	011-373-2499		
東北	(有)エム・アール・アイ・ジャパン	〒038-0004	017-781-8900	収集運搬業 中間処理業	
	小山内悟	青森県青森市富田3-9-28	017-781-7050		
北	㈱ビィ-エスリサイクル東北	〒989-3124	022-391-1741	収集運搬業 中間処理業	
	佐藤勝利	宮城県仙台市青葉区上愛子字下十三枚田40-1	022-391-1739		
関東	㈱国際資源リサイクルセンター	〒321-3325	028-687-1511	収集運搬業 中間処理業	
	千田谷直光	栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台10-1	028-677-3106		
	関根金属工業㈱	〒376-0136	0277-30-6262	収集運搬業 中間処理業 ISO14001	
	関根博文	群馬県桐生市新里町板橋823	0277-30-6035		
	㈱リーテム	〒101-0021	03-3258-8586	収集運搬業 ISO14001 中間処理業	
	中島彰良	東京都千代田区外神田3-6-10	03-3251-5804		
	多摩運送㈱	〒190-8505	042-519-2291	収集運搬業 中間処理業	
	齋藤 貢	東京都立川市富士見町6-49-18	042-519-2292		
	東	(有)アール・イー・コーポレーション	〒381-2206	026-254-7768	収集運搬業 中間処理業
		百瀬衛	長野県長野市青木島町綱島梵天浦637-2	026-286-3339	
㈱エコネコル		〒418-0111	0544-58-5800	収集運搬業 中間処理業 ISO14001	
佐野文勝		静岡県富士宮市山宮3507-19	0544-58-5807		
日本華軽商事㈱	〒143-0023	03-5718-2371	収集運搬業 中間処理業		
沈 暁潮	東京都大田区山王2-1-8-516号	03-5718-2372			
中部	㈱ツツキ	〒460-0003	0565-35-3666	収集運搬業 中間処理業	
	都筑美津江	愛知県名古屋市中区錦3-18-2	0565-32-4161		
	リサイクルテック・ジャパン㈱	〒455-0041	052-355-9888	収集運搬業 中間処理業	
	高取美樹	愛知県名古屋港区幸町1-46-1	052-355-9887		
	中部第一輸送㈱	〒497-8538	0567-96-0081	収集運搬業 中間処理業 ISO9001	
	森 敏彦	愛知県海部郡蟹江町須成西10-8	0567-96-3357		
	三重中央開発㈱	〒518-1152	0595-20-1119	収集運搬業 中間処理業 最終処分業 ISO14001	
	平井俊文	三重県伊賀市予野鉢屋4713	0595-20-2229		
㈱ナカタニエコシステム	〒519-1426	0595-45-9223	収集運搬業 中間処理業 ISO14001		
姚 海杰	三重県伊賀市西之澤1598-96	0595-45-9226			
関	(有)クリーンボーイ	〒929-0345	076-289-7601	収集運搬業 中間処理業	
	浅村雄二	石川県河北郡津幡町太田24-1	076-237-3591		
西	㈱ダイトク	〒566-0055	06-6827-1010	収集運搬業 中間処理業 ISO14001	
	星山 健	大阪府摂津市新在家2-1-1	06-6827-5525		
	大栄環境㈱	〒594-1144	0725-54-3061	収集運搬業 中間処理業 最終処分業 ISO14001	
	金子文雄	大阪府和泉市テクノステージ2-3-28	0725-51-3133		
西	㈱エコフレンドリー	〒590-0152	072-295-1113	中間処理業 ISO14001	
	今井大作	大阪府堺市南区和田160	072-295-1112		
	㈱姫路環境開発	〒672-8035	0792-33-3353	収集運搬業 中間処理業 ISO14001	
	山本益臣	兵庫県姫路市飾磨区中島3067-17	0792-33-6262		
キングレックス㈱	〒555-0012	06-6475-8889	収集運搬業 中間処理業 ISO14001		
周 景星	大阪府西淀川区御幣島5-11-1	06-6478-1166			
中	金平鉄鋼㈱	〒705-0022	0869-64-3755	収集運搬業 中間処理業	
	金平 仁	岡山県備前市東片上2504-6	0869-63-3456		
	(有)ミツフ	〒710-1302	0866-98-8380	中間処理業	
	水川知洋	岡山県倉敷市真備町服部652-1	0866-98-1327		
国	藤蔭工業㈱	〒722-0022	0848-23-4616	収集運搬業 最終処分業 中間処理業	
	藤原照國	広島県尾道市栗原町9650-9	0848-22-3117		
九州	㈱ユーコーリプロ	〒810-0004	092-725-6045	広域認定処理会社 中間処理業 ISO14001	
	金海龍海	福岡県福岡市中央区渡辺通5-24-30 東が福岡第1ビル	092-725-6054		
	(株)エイワ産業	〒839-0822	0942-47-2800	収集運搬業 中間処理業	
木下泰源	福岡県久留米市善導寺町木塚35-5	0942-47-2801			

・リサイクル業者を選定する基準

1	業者の信頼性	業務に必要な許認可、資格等を有し、かつ、信頼できる営業規模、内容及びリサイクルの実績を有していること。
2	運搬手段	処理規模に応じた収集運搬手段を有していること又は信頼できる収集運搬業者と業務提携していること。
3	引取り価格	使用済み遊技機の引取り価格が適正であること。 ※リサイクルを的確に行うには、価格の適正を確保することが必要で、不当に安い価格での引取りを防止するため。
4	処理実績	遊技機について十分な処理実績があり、今後も継続が見込まれること。
5	設備及び能力	リサイクルの各段階に応じた、以下の設備及び能力を有していること。
	(1) 部品リサイクル (パーツ・リサイクル)	・表示装置等、部品リサイクルが可能な部品を取り外すことができること。 ・取り外した部品を再生利用することができること又は信頼できる再生利用業者と業務提携していること。
		・取り外した部品が再利用できない場合（数量過剰、市場の変化等）の代替処理案を有していること。
	(2) 素材リサイクル (マテリアル・リサイクル)	・金属（鉄・非鉄）、木材、合成樹脂等、リサイクル可能なできるだけ多種類の素材を回収できること。 ・回収した素材を再生利用することができること又は信頼できる再生利用業者と業務提携していること。
		・回収した素材が再利用できない場合（数量過剰、市場の変化等）の代替処理案を有していること。
(3) 熱回収 (サーマル・リサイクル)	・回収した素材を熱エネルギーとして再利用することができること又は信頼できる業者と業務提携していること。 ※地球の温暖化防止対策としてCO ₂ の発生を抑制するには、熱エネルギーとして利用しない単なる焼却処理をしていないことが必要であるため。	
(4) 残さ	・焼却灰等の「残さ」は、できるだけ再生利用していること。 廃棄する場合は、信頼できる廃棄物処理業者と業務提携していること。 ※「残さ」は、可能な限り、埋立て等の処理をしないことが必要であるため。	
6	不正流用の防止	・遊技機の各処理過程において、製造番号等による管理が確実に行われていること。 ・遊技機の本体及び取り外した部品は、遊技機の不正改造に流用されないように管理が十分であること。
		・不正改造に利用されないように、ロムは破壊すること。基板等は、破碎した後にリサイクル提携業者に引き渡していること。特段の事情により破碎しないで引き渡す場合は、事後の不正流用の防止対策を講じていること。
7	不法投棄の防止	・廃棄物処理法等に準拠した適正な処理ができること。
		・解体した部品をリサイクル提携業者に引き渡す場合は、不法投棄をしないように具体的に指導・要請していること。不法投棄があった場合は、その対策を講じていること。
		・最終処理に至るまでの委託先業者の処理実態を確認し、適正に処理されていることを把握すること。
8	有害物質対策	廃棄物処理法、大気汚染防止法等に準拠した適正な処理ができること又は信頼できる処理業者と業務提携していること。 ※ダイオキシンの発生を抑制するには、配線は無公害処理することが必要なため。
9	管理体制	・搬入された遊技機の確認・保管体制が確実に行われていること。
		・警備保障会社との契約等、警備体制が確実に取られていること。
		・現場責任者が明確で、作業員の人員確保や保有技術水準の維持等、各処理を的確に行える体制であること。
10	輸出基準	・解体後の各種素材のリサイクル及び委託処理については、国内処理を基本とすること。
		・各種素材（有価物のみ）を輸出する場合には、輸出の相手国において再生利用されることが確実であると認められ、且つ、各種許可（輸出許可）や法令（パーゼル法）等に抵触しない場合に限り、これを可とすること。
		・不正改造に利用される恐れのある基板類は、国内処理を原則とすること。輸出をする場合には、取引先の実態を確認し、適正に処理されていることを把握すること。

・リサイクル量調査_まとめ(2020年度)

使用済遊技機(廃台)のリサイクル量調査(令和2年度)
(R2.4.1~R3.3.31)

令和3年11月8日

区 分	ぱちんこ遊技機		回胴式遊技機		合 計		()は前年度 のリサイクル率	
		リサイクル 率(%)		リサイクル 率(%)		リサイクル 率(%)		
日 工 組	排 出 量 (台)	1,001,490	/	85,386	/	1,086,876	/	
		(ト)		25,478.6		3,081.1		28,559.7
	リサイクル量(ト)	24,645.3	96.7%	2,677.5	86.9%	27,322.8	95.7%	(93.8%)
	パーツ [メーカー]	2,161.6	8.5%	128.6	4.2%	2,290.2	8.0%	
	パーツ [他]	1,050.2	4.1%	216.1	7.01%	1,266.3	4.4%	
	マテリアル	21,433.5	84.1%	2,332.7	75.7%	23,766.2	83.2%	
日 電 協	排 出 量 (台)	/	/	287,610	/	287,610	/	
		(ト)		/		10,354.0		10,354.0
	リサイクル量(ト)	/	/	9,622.0	92.9%	9,622.0	92.9%	(94.4%)
	パーツ [メーカー]	/	/	2,540.0	24.5%	2,540.0	24.5%	
	パーツ [他]	/	/	250.0	2.4%	250.0	2.4%	
	マテリアル	/	/	6,832.0	66.0%	6,832.0	66.0%	
全 商 協	排 出 量 (台)	189,782	/	52,507	/	242,289	/	
		(ト)		4,766.3		1,844.4		6,610.7
	リサイクル量(ト)	4,364.2	91.6%	1,495.2	81.1%	5,859.4	88.6%	(88.9%)
	パーツ [メーカー]	282.2	5.9%	13.2	0.7%	295.4	4.5%	
	パーツ [他]	404.8	8.5%	176.2	9.6%	581.0	8.8%	
	マテリアル	3,677.2	77.1%	1,305.8	70.8%	4,983.0	75.4%	
回 胴 遊 商	排 出 量 (台)	1,009	/	27,052	/	28,061	/	
		(ト)		28.1		973.9		1,002.0
	リサイクル量(ト)	26.8	95.4%	840.3	86.3%	867.1	86.5%	(83.5%)
	パーツ [メーカー]	2.2	7.8%	22.9	2.4%	25.1	2.5%	
	パーツ [他]	1.7	6.0%	63.7	6.5%	65.4	6.5%	
	マテリアル	22.9	81.5%	753.7	77.4%	776.6	77.5%	
小 計	排 出 量 (台)	1,192,281	/	452,555	/	1,644,836	/	
		(ト)		30,273		16,253		46,526
	リサイクル量(ト)	29,036	95.9%	14,635	90.0%	43,671	93.9%	(93.1%)
	パーツ [メーカー]	2,446	8.1%	2,705	16.6%	5,151	11.1%	
	パーツ [他]	1,457	4.8%	706	4.3%	2,163	4.6%	
	マテリアル	25,134	83.0%	11,224	69.1%	36,358	78.1%	
全 日 遊 連	排 出 量 (台)	277,298	/	200,792	/	478,090	/	[94.1%]
	(ト)	9,151	/	7,229	/	16,380	/	
合 計	排 出 量 (台)	1,469,579	/	653,347	/	2,122,926	/	[89.8%]
	(ト)	39,424	/	23,482	/	62,906	/	

(注意事項)

[]は
前年度比

- 「量」のト表示は、パチンコについては1台本体33kg、盤13kg、枠20kg。パチスロは1台36kgとして算出
- 「リサイクル率」は、使用済遊技機の排出量に対するリサイクル量
(パーツリサイクル量+マテリアルリサイクル量の合計)の比率
- 排出量は引き取り後処分したもの
- 全日遊連は、メーカー、販売商社に引き渡したものを除き、直接処理業者に依頼したもの。
回答ホール数6,582店(8,146店)、回答率82.7%(休業187店除く)の実数



・リサイクル量調査_リサイクル率(2003年度～2020年度)

ぱちんこ遊技機				
年度	排出台数	排出量ト	リサイクル量ト	リサイクル率
2003	1,769,917	24,473	15,363	62.8%
2004	2,142,400	31,471	23,761	75.5%
2005	2,095,152	30,429	25,047	82.3%
2006	1,850,203	27,336	25,559	93.5%
2007	1,624,752	31,253	29,560	94.6%
2008	1,823,380	29,446	28,100	95.4%
2009	2,619,854	40,762	37,829	92.8%
2010	2,151,724	36,314	34,373	94.7%
2011	2,087,860	33,978	32,106	94.5%
2012	2,432,252	44,913	42,310	94.2%
2013	2,189,947	47,397	45,867	96.8%
2014	2,167,355	42,339	40,946	96.7%
2015	1,869,132	38,042	36,470	95.9%
2016	1,995,083	39,961	37,382	93.5%
2017	1,519,824	43,921	41,855	95.3%
2018	1,400,056	35,825	33,764	94.2%
2019	1,368,570	33,572	31,670	94.3%
2020	1,192,281	30,273	29,036	95.9%

回胴式遊技機				
年度	排出台数	排出量ト	リサイクル量ト	リサイクル率
2003	668,054	19,910	12,810	64.3%
2004	471,071	14,111	9,808	69.5%
2005	601,081	18,073	15,696	86.8%
2006	1,042,782	34,448	27,345	79.4%
2007	622,199	20,810	18,053	86.8%
2008	309,576	10,226	9,058	88.6%
2009	254,998	8,595	7,869	91.5%
2010	369,109	12,484	11,884	95.2%
2011	426,147	14,858	13,741	92.5%
2012	436,225	15,362	14,136	92.0%
2013	657,565	23,074	21,787	94.4%
2014	797,839	28,539	26,697	93.5%
2015	708,760	25,159	22,828	90.7%
2016	572,628	20,499	18,667	91.1%
2017	635,079	22,947	20,755	90.4%
2018	457,060	16,437	14,947	90.9%
2019	533,483	19,091	17,364	91.0%
2020	452,555	16,253	14,635	90.0%

・取引業者選定にあたり確認すべき事項一覧（許可業者以外）

確認事項	評価項目	目的・着眼点	評価基準概要	④フォローアップ
① 事業者の信頼性の確認	会社概要	<ul style="list-style-type: none"> 正しく登記され、適正に事業活動を行っている会社か 代表者や役員に欠格要件に該当する者がいないか 	<ul style="list-style-type: none"> 資本金、従業員数、事業内容、グループ会社の有無等 法人の名称、住所及び代表者氏名 役員の氏名及び役員就任日 会社の履歴 設立日、資本金、会社名や事業内容の変遷等 	変更の都度
	保有資格・許可内容	<ul style="list-style-type: none"> ISO等国际基準の取得、その他環境マネジメントの資格があるか 有効期限内に必要な許可を受けているか（古物商許可証等） 	<ul style="list-style-type: none"> 保有資格の確認 許可証の記載内容 	変更の都度
	財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> 健全で持続可能な財務状況を維持しているか 	<ul style="list-style-type: none"> 過去も含め財務諸表、貸借対照表及び損益計算書 	毎年
	環境保全への方針・3R への取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 客観的な規格等に基づき環境負荷低減に関する方針を掲げ、取組を行っているか その取組体制と実績があるか 	<ul style="list-style-type: none"> ISO等の第三者による規格認定の取得 自社製品・サービスに係る3Rへの取組内容 	毎年
	情報公開の程度	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等で情報公開されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開の積極性 	-
② 事業所等の状況の確認	事業所・施設・従業員管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> 社内の業務管理体制が確立されているか 施設能力を超えた取引量になっていないか 施設は整理整頓されているか 従業員の対応がきちんとしているか 	<ul style="list-style-type: none"> 社内組織図 職務分掌の概要、人員体制等 環境関係の取得資格の名称と人数 従業員の管理体制(労基関係等) 取引量に対する適正な施設能力 	一定期間
	購入した遊技機の管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 遊技機の保管方法(積み方)が適切か(事故防止) 保管場所のセキュリティが適切に なされているか 屋根がないところに野積状態になっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> 遊技機の保管、管理方法の確認(警備・事故防止) 	一定期間
	地域社会との関係や同業他社の評判	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会との良好な関係の構築に努力しているか 同業他社の評判は悪くないか 	<ul style="list-style-type: none"> 利害関係者への事業所の公開の有無等 地域協力、社会貢献等への取組 	一定期間
③ 契約内容等の確認	遊技機の利用方法の確認	<ul style="list-style-type: none"> 利用用途が不適正処理に繋がる恐れがないか 	<ul style="list-style-type: none"> 契約項目で利用用途の記載 	変更の都度
	適正処理の確認	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄(部材の有償売却含む)の際に どのような処理を行うのか 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理の方法 	変更の都度
	買取代金の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 料金の提示方法が合理的なものとなっているか 	<ul style="list-style-type: none"> 料金表の提示、料金算定方式の提示、個別見積もり等の料金の提示方法 	契約ごと

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

12 つくる責任
つかう責任



編集・発行 2021年11月初版

遊技機リサイクル推進委員会

事務局：一般社団法人日本遊技関連事業協会

TEL03-3553-4333

ダウンロード版

